

「大阪府情報公開条例及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例の改正(案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【実施概要】

実施期間: 令和5年4月24日(月曜日)から令和5年5月23日(火曜日)まで

募集方法: (1)インターネット申請 (2)郵送 (3)ファクシミリ

募集結果: インターネット申請でのご意見: 4件 持参されたご意見: 1件 郵送でのご意見: 1件 合計6件(うち、公表を望まないもの: 1件)

NO.	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
1	<p>実態や他の条例などとの乖離をなくす条例の見直しはイイと思いますが、府が所有する「個人情報」そのものを見直すべき時期ではないか。</p> <p>府として、不要な個人情報の所持があるのか、そのチェックも職員への研修などの中にぜひ含めてほしい。</p>	<p>改正(案)の趣旨に沿ったご意見として承ります。府が保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律や同法施行条例などにに基づき、引き続き適正な管理に努めてまいります。</p>
2	<p>個人情報の開示を迅速に行うためにも、データベース化だけではなく、府の職員数そのものを増やしていくべき。</p>	<p>いただいた内容については、ご意見として承りました。</p>
3	<p>行政機関が個人情報を円滑に利用する方法も検討すべき。大阪府警が各戸を巡回して、非常時等に利用すると行っている居住者調査は不要。各市町村が府警と協定などの運用の取り決めを行った上で、住民票の情報を提供し、その情報に基づき、府警は動くべき。</p>	<p>いただいた内容については、ご意見として承りました。</p>
4	<p>今回の改正の内容は根拠にとぼしくてまったく府民としてみとめたくあたりません。</p>	<p>審査請求の手続は、迅速性が求められているため、速やかに答申等の手続を行わなければなりません。同時に、公正性を確保する観点からは丁寧に審議を行うことも求められています。今般、条例の規定(努力義務規定)と実態との乖離が著しく、府民に混乱を招きかねない状況を鑑み、条例改正を検討したところです。</p> <p>改正の検討に当たっては、大阪府情報公開審査会及び大阪府個人情報保護審議会に新たに設置した検証部会において、審査請求事務のあり方等について分析・検証を行い、答申を得たところです。答申では短縮できる日数には限界があり、条例改正を検討する必要があるが、迅速な事務処理の要求には変わりがないため、当該規定の削除や現状を追認するような長期の期間設定は適当ではなく、訓示の規定とすることが望ましいとされております。</p> <p>今回の改正(案)は、これら答申の内容を踏まえて府において検討したものです。</p> <p>なお、事務処理に要した日数や審査の進捗状況などについて透明性を向上してまいります。</p>
5	<p>答申の作成にAIを活用し、時間短縮に努めるべきだ。</p>	<p>AIの活用については、今後の技術的な進歩の状況等を注視してまいります。</p>